第Ⅴ部
清掃事業

市の鳥　カワセミ

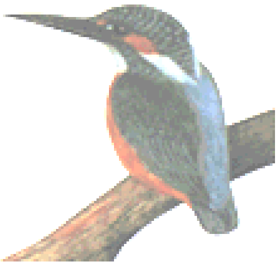

平成２年３月１日制定

清らかな河川を好むカワセミは、山紫水明の地宇治の自然環境を何時までも守っていこうという願いを込めて制定されました。

第Ⅴ部　清掃事業

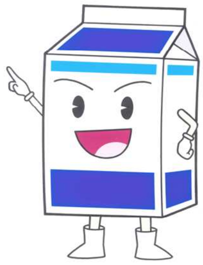

宇治市リサイクル推進キャラクター「パックン」

第１章　清掃事業のあらまし

1　清掃事業のあゆみ（平成 30 年度まで）

表 5-1-1　清掃事業のあゆみ

①　収集方法・収集日など	
昭和 26 年　頃	不定期収集の実施
38 年　４月	ごみの分別収集（もえるごみ・もえないごみ）実施
43 年　８月	もえるごみの週１回曜日収集実施
50 年　４月 ８月	もえないごみ収集を 20 日間隔に短縮 古紙回収事業実施
52 年 12 月	もえるごみの週２回（定点）収集実施、午前・午後の収集時間を設定
54 年　７月	もえないごみの月２回（定点）収集実施
56 年　６月	古紙回収事業の一部定期化（水・木・金専用車で回収） 溝土回収の定期化（木・金） もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
59 年　９月 11 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施 筒型乾電池の週１回収集を実施
60 年 12 月	年末特別収集開始（全市年末３～４日毎日収集）
61 年　８月	リサイクル事業（びん・缶収集）の試行開始（約 670 世帯）
平成元年　６月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
２年　４月	もえないごみの月３回（定点）収集実施
３年 11 月	紙パック収集（リサイクル事業）試行実施
５年　９月	土曜閉庁に伴う収集の見直し（曜日変更・時間変更）を実施
６年　４月 ６月	もえないごみ週１回収集を実施 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業を実施
７年　６月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象にボカシ容器を追加
９年　４月	容器包装リサイクル法本格施行、缶・びん・ペットボトル・紙パックの分別収集を開始、市内一部地域で可燃ごみ収集日程変更
10 年 10 月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
11 年　４月	生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象に電気式容器を追加
13 年　４月 11 月	発泡トレー類分別収集開始、スプレー缶分別収集開始 家電リサイクル法本格施行、廃家電４品目の引取義務外品のみ収集実施 もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
14 年　１月 11 月	古紙回収事業拡充開始 ごみ定点管理支援事業（ごみネット・掃除用具配布）

平成15年　3月	不法投棄監視カメラ設置
4月	廃食油回収支援事業を実施
10月	メーカー等不存在廃パソコン収集実施
16年　4月	古紙類はもえるごみとして収集せずに、すべてを古紙回収の対象とする
11月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
18年　4月	ノンステップ収集の試行実施
20年11月	山間地区のもえるごみ週2回収集実施
21年　3月	ごみ定点管理支援事業(ごみネット・啓発ラベルシート配布)
4月	ふれあい収集の試行実施
	家電リサイクル法施行令改正、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機の収集実施
22年　4月	ふれあい収集の本格実施
10月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
24年　3月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集施行実施（市内10箇所で拠点回収）
6月	指定ごみ袋制度試行実施
10月	指定ごみ袋制度完全導入
25年　2月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集の拠点回収箇所を２箇所追加（開地域福祉センター、ゆめりあうじ）　（計12箇所）
10月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
26年　1月	小型家電の拠点回収を実施（市内12箇所）
27年　1月	プラマーク分別収集を実施
28年10月	もえるごみの収集時間帯（午前・午後）の見直し実施
30年　3月	施設の廃止に伴い、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集の拠点回収箇所が１箇所減少（宇治公民館）　（計11箇所）
	生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の廃止

②　収集体制	
昭和26年　頃	リアカー・馬車などを使って収集実施
31年　1月	自動車（三輪）によるごみ収集実施
36年	機械式積込車を導入
43年　8月	もえないごみの月１回収集を業者委託とする
56年　6月	もえるごみ全車を長谷山清掃工場に直接搬入する(天神ごみ中継所閉鎖)
61年　4月	折居清掃工場完成に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
平成元年　6月	収集体制の見直しを実施
5年　9月	土曜閉庁に伴う収集体制の見直しを実施
6年　3月	溝土回収業務を業者委託とする
9年　4月	資源ごみ分別収集の全市実施に伴い、収集体制の大幅な見直しを実施
11年 10月	ＣＮＧ塵芥車（天然ガス車）を導入
13年　4月	廃家電４品目の引取義務外品のみ収集を業者委託とする
15年 10月	メーカー等不存在廃棄パソコン収集を業者委託とする
20年　4月	廃家電４品目の引取義務外品等の収集を直営収集とする
9月	もえるごみ(筒型廃乾電池を含む)及び缶収集の一部を業者委託とする
22年　9月	ハイブリッド塵芥車を導入

24年 7月	死獣収集の一部を業者委託とする
27年 1月	古紙回収(直営）を業者委託とする

③ ごみ収集手数料	
昭和53年 4月	事業系ごみの改定（以降、昭和61，平成３，10，15，30年４月改定） 死獣処理の改定（以降、昭和59，平成10，15，30年４月改定）
平成15年 4月	家庭系臨時ごみの改定（以降、平成30年４月改定）
30年 4月	廃家電４品目、廃パソコンの改定

④ 主な法令・計画など	
昭和29年 7月	汚物清掃法廃止、清掃法施行
12月	宇治市清掃条例施行
45年12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃棄物処理法」公布
46年 9月	清掃法廃止、「廃棄物処理法」施行
47年 4月	宇治市清掃条例廃止、宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
49年 4月	市内全域を計画処理区域に指定
51年 7月	宇治市環境保全条例施行
平成３年 4月	資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布
4年 9月	宇治市ごみ減量化促進協議会設置規定を制定
7年 6月	宇治市ごみ処理基本計画を策定 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 「容器包装リサイクル法」公布
8年 6月	宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
9月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第１期分）を策定
10年 6月	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」公布
11年 7月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第２期分）を策定
12年 5月	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設資材リサイクル法」公布 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律「グリーン購入法」公布
6月	循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」公布
14年 7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律「自動車リサイクル法」公布 「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第３期分）を策定
17年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第４期分）を策定
19年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第５期分）を策定
21年 3月	宇治市第２次ごみ処理基本計画を策定(改定)
22年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第６期分）を策定
25年 6月	「容器包装リサイクル法」に係る宇治市分別収集計画（第７期分）を策定
26年 3月	宇治市生活排水処理基本計画を策定
31年 3月	宇治市第３次ごみ処理基本計画を策定（改定）

⑤　機構	
昭和26年　3月	市制施行、衛生課として発足
27年　4月	衛生課と民生課を統合、厚生課となる
46年10月	清掃課となる
58年　7月	清掃事務所（庶務課、事業課）となる
平成5年　4月	環境事業所（庶務課、事業課）となる
9年　4月	事業課を2係（業務係・ごみ減量推進係）とする
10年　4月	環境保全部門・清掃部門を統合し、環境政策室（環境企画課・事業課・ごみ減量推進課）とし、清掃部門は事業課を1係（業務係）、ごみ減量推進課を2係（庶務係・ごみ減量推進係）とする
19年　4月	事業課を2係（業務係・再資源化係）、ごみ減量推進課を1係（ごみ減量推進係）とする
25年　4月	事業課を2係（業務係・ふれあい啓発係）とする
26年　4月	事業課とごみ減量推進課を統合し、ごみ減量推進課とし、3係（再資源・計画係、業務係、ふれあい啓発係）とする

⑥　施設など（城南衛生管理組合　他）	
昭和31年　1月	宇治天神に焼却場建設
35年10月	宇治天神の自然通風式焼却炉の処理能力を10t/日から18t/日に増設
39年　8月	し尿処理組合沢清掃工場（加温消化式，100kl/日）完成
43年　7月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場（50t/8h）完成 宇治天神焼却場閉鎖，中継所に改造（中継運搬機材導入）
44年　4月	林道立場線（搬入道路）完成
45年　8月	城南衛生管理組合沢清掃工場増設計画発表
46年　3月 11月	城南衛生管理組合沢清掃工場（湿式酸化方式）増設工事着工 宇治市仙郷山粗大ごみ処分地開設
47年　9月	城南衛生管理組合沢清掃工場（400kl/日）増設工事完成
48年　6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地開設
49年　5月	宇治市金井戸埋立処分地開設
51年　3月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築計画発表
53年　3月 5月 6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地排水処理施設完成 宇治市仙郷山粗大ごみ処分地閉鎖 財団法人宇治廃棄物処理公社仙郷山埋立処分地開設 城南衛生管理組合長谷山清掃工場改築工事着工
55年　3月 5月	宇治市金井戸埋立処分地閉鎖 城南衛生管理組合長谷山清掃工場（連続燃焼式焼却炉、200t/24h）改築工事完成 城南衛生管理組合沢第2清掃工場（110kl/日）建設工事着工
57年12月	城南衛生管理組合沢第2清掃工場（110kl/日）完成
58年　6月	城南衛生管理組合第2清掃工場(折居清掃工場)建設工事着工
59年　4月	宇治市斎場完成、死獣を動物専用炉で火葬する。
60年　6月	城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設建設工事着工
61年　3月	城南衛生管理組合折居清掃工場（115t/24h×2基）完成 城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設（100t/5h）完成
平成4年　8月	城南衛生管理組合大阪湾センター（フェニックス）へ処分委託開始

平成５年　３月	五ヶ庄西川原に古紙類のストックヤードを建設
６年　８月	城南衛生管理組合沢第１清掃工場更新工事着工
７年　４月 ９月	城南衛生管理組合　フロン回収事業を開始 財団法人宇治廃棄物処理公社第３期処分地竣工
９年　２月	城南衛生管理組合沢第１清掃工場更新工事（115kl/日）完成
11年　１月	城南衛生管理組合リサイクルプラザ（43t/５h）運転開始
13年　３月 ４月	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山開設 城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設、奥山リユースセンターに名称変更
14年　３月	奥山埋立処分地の埋立て完了
15年10月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場更新工事着工
16年10月	城南衛生管理組合沢第２清掃工場の運転停止
17年　４月	城南衛生管理組合沢第１清掃工場がクリーンピア沢に名称変更
18年　５月 ９月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合クリーン21長谷山（120t/24h×２基）運転開始 城南衛生管理組合リサイクルプラザがエコ・ポート長谷山に名称変更
23年　４月	城南衛生管理組合クリーン21長谷山が灰溶融炉の稼動を停止
24年　７月	城南衛生管理組合奥山リユースセンター更新工事着工
25年　４月	一般財団法人宇治廃棄物処理公社へ移行
27年　３月 ４月 12月	城南衛生管理組合奥山リユースセンター閉鎖 城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設60ｔ/日、プラスチック製容器包装資源化施設17t/日）27年１月～３月の試運転を経て運転開始 城南衛生管理組合新折居清掃工場建設工事着工
30年　４月	城南衛生管理組合折居清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合クリーンパーク折居（57.5t/24h×２炉）29年11月～30年３月の試運転を経て運転開始

⑦　その他（し尿処理・料金改定など）	
昭和 30 年　2 月	し尿のくみとり制実施
39 年　11 月	し尿処理手数料を制定（以降、昭和 45 年４月、50 年４月、53 年４月、56 年４月、59 年４月、平成８年４月に改定)
32 年　7 月	宇治市環境衛生連合会発足
37 年　7 月	宇治市外４町し尿処理組合設立
39 年　11 月	宇治市外４町し尿処理組合を城南衛生管理組合と名称変更
45 年　4 月	し尿収集を許可制から委託制に切替える
52 年　7 月 10 月	財団法人宇治廃棄物処理公社設立 宇治市清掃問題懇談会発足
56 年　4 月	城南衛生管理組合に井手町加入（３市３町構成となる）
61 年　8 月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
平成元年　11 月	リサイクル事業（缶・びん）の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼
4 年　11 月	宇治市ごみ減量化促進協議会を設置
5 年　2 月	コンポストモニター制度実施
6 年　11 月	宇治市ごみ減量化促進協議会が「ごみ減量と資源化方策」を市長に提言する
7 年　10 月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
8 年　3 月 4 月	宇治市ごみ減量化推進協議会を設置 家庭系し尿処理手数料について、人頭制から世帯制へ改定 リサイクル事業（缶）の選別業務等を社会福祉法人天ヶ瀬学園に依頼 紙パックの選別業務等を社会福祉法人宇治共同作業所・同胞の家に依頼
9 年　12 月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し（排出先確認の導入）
10 年　4 月 11 月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定 宇治市廃棄物減量等推進審議会を設置
13 年　4 月	財団法人宇治廃棄物処理公社搬入基準の見直し （排出先確認の廃止、市販マニフェスト採用等）
14 年　4 月	財団法人宇治廃棄物処理公社祝日開場の開始
15 年　4 月	城南衛生管理組合ごみ処理手数料改定 財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定
19 年　4 月	財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定（非飛散性アスベスト料金追加）
20 年　8 月	同胞の家の紙パック選別業務等を特定非営利法人こもれびに依頼
27 年　1 月 4 月	リサイクル事業(缶)の選別業務等を社会福祉法人宇治東福祉会に依頼 一般財団法人宇治廃棄物処理公社処分料金改定

2　啓発事業

(1) 環境教育等

地球環境への負荷を低減するために、循環型社会の形成に向けての取り組みとして未来の社会を担う子供たち等を対象に環境教育を行っています。

ア　環境教育

保育園児・幼稚園児には、ものを大切にすることやごみの分別を題材とした紙芝居を通して学んでもらい、小学校４年生には社会科の授業の一環として、ごみ問題の現状、限りある資源の有効利用、ごみの減量、分別収集の重要性についての理解を深めてもらっています。収集作業の実演や塵芥収集車の構造学習等を通じて、子供たちに環境問題をより身近に感じてもらえるよう工夫しています。また、平成 30 年度から中学生を対象に加えています。

表 5-1-2　環境教育実施状況

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
保育所・幼稚園	23 園	21 園	22 園	30 園	36 園
小学校	20 校	21 校	21 校	21 校	21 校
中学校					2 校

幼稚園での環境教育

小学校での環境教育

中学校での環境教育

イ　給食学習会等

学校給食の食べ残しを減らす取組として給食学習会・交流会・食べきり週間を小学校で実施し、給食や食べ物、食べきりの大切さについて学んでもらっています。

出前講座の様子

ウ　出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えるため、随時、町内会・自治会等の要望に応じて、ごみの分別方法等についての説明会を行っています。

(2) ごみ収集カレンダーの配布

過去に実施した市民アンケート等で要望の多かった「ごみ収集カレンダー」を作成し、町内会等を通じて各世帯に配布しました。「ごみ収集カレンダー」はごみの収集日程をカレンダー形式で記載しており、排出日の誤りを減少させる効果が期待できます。

ごみ収集カレンダー

３　安全衛生

清掃事業を円滑に運営していくためには、安全な作業環境と職員の健康管理に留意することが不可欠です。本市においては、労働安全衛生法に基づき宇治市職員安全衛生管理規則(昭和 62 年７月 17 日公布)を定め、昭和 62 年７月 30 日に安全衛生委員会を設置し、市職員の安全及び衛生の確保に係る諸課題に取り組んでいます。

(1) 安全衛生委員会環境政策小委員会メンバー

行政代表委員	４名
労働組合代表委員	４名
安全管理者	１名
衛生管理者	１名

(2) 安全対策

ア　作業上の事故防止及び安全に関する指導・研修

(ｱ) 始業前口頭伝達

(ｲ) 始業前のストレッチ体操の実施

(ｳ) 塵芥車等に救急薬品を常備

(ｴ) 研修

イ　小委員会での活動内容

(ｱ) 作業の安全性向上について（調査・研究・職場巡視）

(ｲ) 安全衛生教育について

(ｳ) 健康診断について

(ｴ) 事故の原因調査及び再発防止対策について

(ｵ) 職員の健康保持増進対策について

ウ　今までの実績

(ｱ) 職場アンケート調査に基づく職場環境の改善

(ｲ) 安全作業・安全運転の手引書（作業マニュアル）作成

(ｳ) 感染症防止について関係医療機関に協力を要請

４　宇治市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量等に関する事項の審議機関として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成 10 年 11 月に「宇治市廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。知識経験者、市民の代表者、事業者の代表者等を審議会委員に委嘱しています。

5　財政

(1) 清掃事業費当初予算

ア　歳出

表 5-1-3　清掃事業当初予算（歳出）

（単位：円）

目	節	28年度	29年度	30年度
清掃総務費	報酬	152,000	142,000	283,000
	給料	359,172,000	351,545,000	355,379,000
	職員手当等	253,102,000	247,093,000	249,231,000
	共済費	130,149,000	120,580,000	125,894,000
	旅費	114,000	109,000	47,000
	委託料	0	154,000	270,000
	負担金補助及び交付金	234,000	121,000	121,000
	（小計）	*742,923,000*	*719,744,000*	*731,225,000*
塵芥処理費	賃金	2,236,000	2,082,000	2,112,000
	報償費	46,500,000	43,900,000	43,458,000
	旅費	9,685,000	9,679,000	9,679,000
	需用費	28,516,000	24,297,000	24,261,000
	役務費	1,042,000	906,000	906,000
	委託料	342,924,000	361,225,000	337,709,000
	使用料及び賃借料	1,000	1,000	1,000
	原材料費	44,000	44,000	44,000
	備品購入費	34,800,000	0	0
	負担金補助及び交付金	1,396,826,000	1,462,000,000	1,284,853,000
	（小計）	*1,862,574,000*	*1,904,134,000*	*1,703,023,000*
し尿処理費	負担金補助及び交付金	352,346,000	389,049,000	368,906,000
	（小計）	*352,346,000*	*389,049,000*	*368,906,000*
合計		2,957,843,000	3,012,927,000	2,803,154,000
一般会計予算額		62,480,000,000	62,960,000,000	61,790,000,000

イ　歳入

表 5-1-4　清掃事業当初予算（歳入）

（単位：円）

項	目	28年度	29年度	30年度
手数料	衛生手数料	20,400,000	18,800,000	20,009,000
雑入	雑入	2,339,000	2,530,000	2,242,000
合計		22,739,000	21,330,000	22,251,000

(2) 清掃事業費決算額

ア　歳出

表 5-1-5　清掃事業費決算額（歳出）

（単位：円）

目	節	28年度	29年度	30年度	対前年増減率
清掃総務費	報　酬	46,000	0	391,300	-
	給　料	354,156,390	352,514,611	357,881,202	1.52%
	職員手当等	243,985,026	245,626,525	248,528,384	1.18%
	共済費	122,208,233	122,681,719	126,916,580	3.45%
	旅　費	115,500	81,810	28,260	-65.46%
	役務費	80,300	27,500	0	-100.00%
	委託料	56,000	146,000	232,000	58.90%
	負担金補助及び交付金	116,000	116,000	116,000	0.00%
	補償、補填及び賠償金	111,636	0	0	-
	（小　計）	*720,875,085*	*721,194,165*	*734,093,726*	1.79%
塵芥処理費	賃　金	1,834,838	1,322,895	791,340	-40.18%
	報償費	41,628,475	40,618,525	39,409,585	-2.98%
	旅　費	9,707,560	8,431,980	13,818	-99.84%
	需用費	25,530,501	23,942,716	27,783,440	16.04%
	役務費	861,278	892,544	921,232	3.21%
	委託料	340,540,944	356,870,748	335,924,126	-5.87%
	使用料及び賃借料	98,779	1,424	311,053	21,743.61%
	原材料費	43,687	43,974	43,883	-0.21%
	備品購入費	32,402,968	207,360	625,390	201.60%
	負担金補助及び交付金	1,335,072,926	1,407,259,527	1,196,952,830	-14.94%
	（小　計）	*1,787,721,956*	*1,839,591,693*	*1,602,776,697*	-12.87%
し尿処理費	負担金補助及び交付金	339,146,000	367,570,000	329,660,000	-10.31%
	（小　計）	*339,146,000*	*367,570,000*	*329,660,000*	-10.31%
合　計		2,847,743,041	2,928,355,858	2,666,530,423	-8.94%
一般会計決算額		61,356,380,200	63,532,695,941	62,204,572,509	-2.09%

イ　歳入

表 5-1-6　清掃事業費決算額（歳入）

（単位：円）

項	目	28年度	29年度	30年度	対前年増減率
手数料	衛生手数料	18,194,690	18,629,390	23,160,700	24.32%
雑入	雑入	2,075,959	1,988,612	1,957,740	-1.55%
合　計		20,270,649	20,618,002	25,118,440	21.83%

（備考）雑入は直営古紙売却収入等を計上

図 5-1-1　平成 30 年度清掃事業費当初予算額

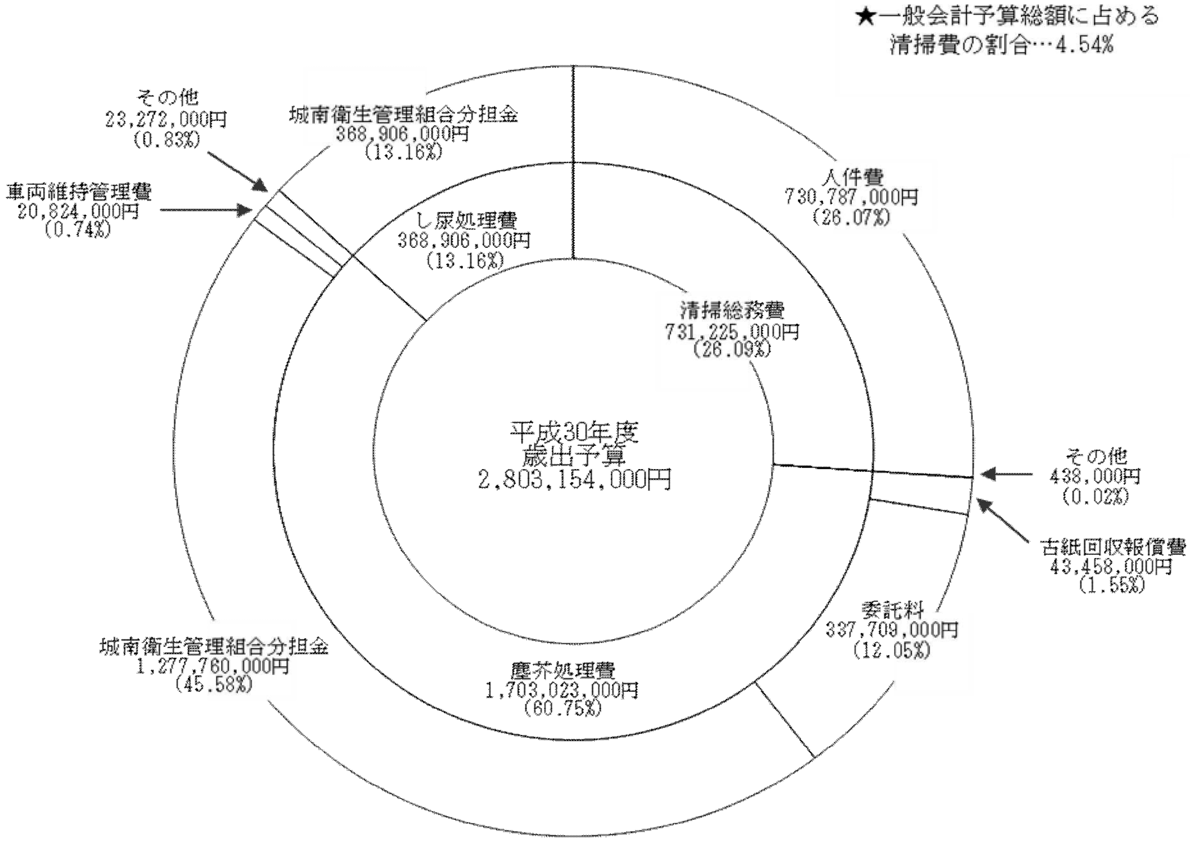

図 5-1-2　平成 30 年度清掃事業費決算額

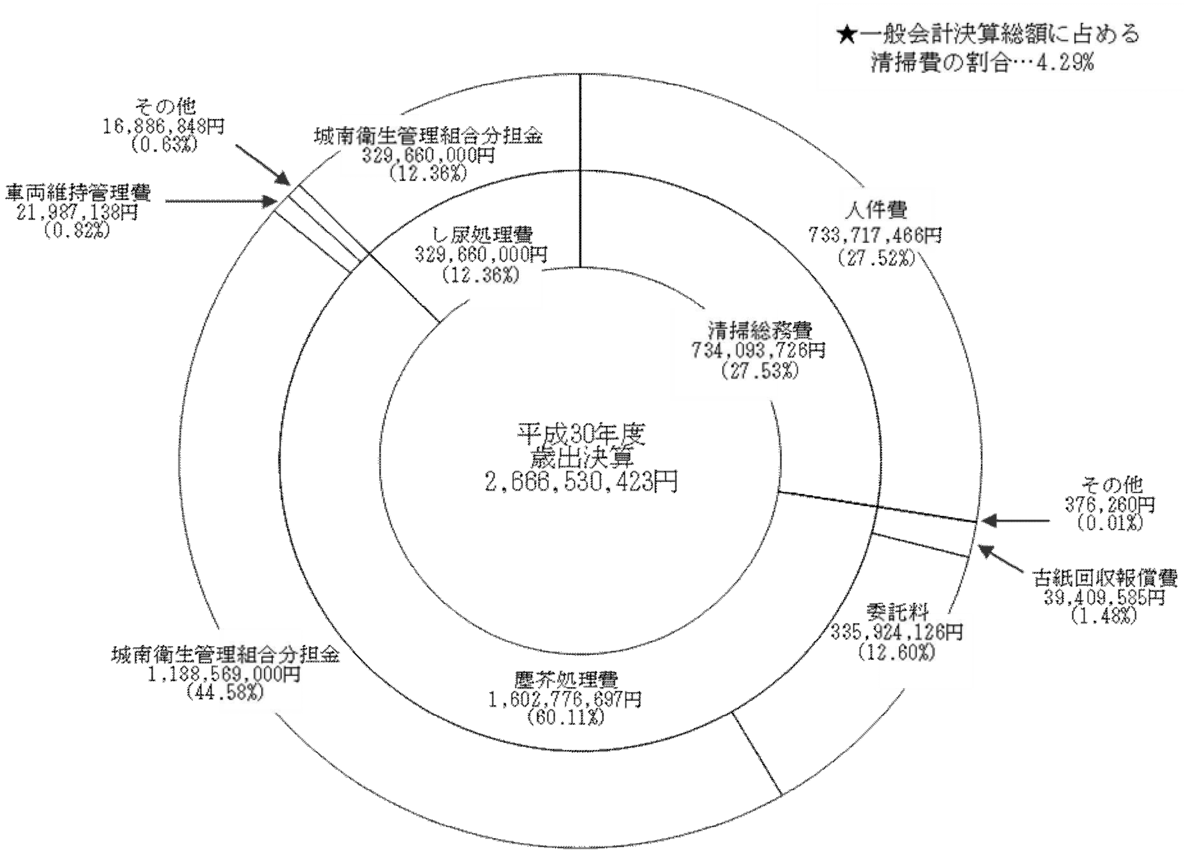

(3) 平成 30 年度ごみ処理費用及び原価

ア　経費構成

表 5-1-7　ごみ処理費用経費構成　　　（単位：円）

収集・運搬部門	1,093,291,318	46.78%	…a
処理・処分部門	1,243,579,105	53.22%	…b
収集処理経費（a+b）	2,336,870,423	（清掃総務費+塵芥処理費）	…c

イ　収集量（自己搬入・集団回収を除く）

表 5-1-8　収集量一覧　　　（単位：t）

可燃物		家庭系ごみ	23,281.64	
	24,777.78	事業系ごみ	1,496.14	
不燃物		家庭系ごみ（一般収集）	6,289.67	
		家庭系ごみ（臨時収集）	243.72	
		事業系ごみ（臨時収集）	33.91	
		定期事業系・その他	122.06	
	6,726.50	溝土	37.14	
資源物		古紙回収	224.40	
		紙パック	26.04	
		缶	338.16	
		びん	1,027.00	
		ペットボトル	516.41	
		廃乾電池	44.47	
		プラマーク	1,631.19	
		剪定枝	29.21	
		廃家電	6.84	
		てんぷら油	10.04	
		ペットボトルキャップ	1.98	
		蛍光管	1.90	
	3,865.35	小型家電	7.71	
合計			35,369.63	…d

ウ　処理量

表 5-1-9　処理量一覧　　　　　　（単位：t）

可　燃　物		直　営　収　集	11,491.39
		委　託　収　集	13,286.39
	35,011.63	自　己　搬　入	10,233.85
不　燃　物		直　営　収　集	440.46
		委　託　収　集	6,286.03
	7,421.53	自　己　搬　入	695.04
資　源　物		直　営　収　集	2,078.49
		委　託　収　集	1,786.86
		自　己　搬　入	756.07
	12,503.34	集　団　回　収	7,881.92
合　　計			54,936.50　…e

（備考）市民依頼分の廃家電については、環境省・一般廃棄物処理事業実態調査の単位重量を用いる

エ　原価

表 5-1-10　原価一覧

収集運搬経費	1ｔ当り・・・・・・・a／d	30,910 円
	1人当り・・・・・・・a／人口	5,837 円/年（486円/月）
	1世帯当り・・・・・a／世帯	13,066 円/年（1,089円/月）
処理処分経費	1ｔ当り・・・・・・・b／e	22,637 円
	1人当り・・・・・・・b／人口	6,640 円/年（553円/月）
	1世帯当り・・・・・b／世帯	14,862 円/年（1,239円/月）
収集運搬処理経費	1人当り・・・・・・・c／人口	12,477 円/年（1,040円/月）
	1世帯当り・・・・・c／世帯	27,929 円/年（2,327円/月）

（備考）人口、世帯は平成 30 年 10 月 1 日現在（187,290 人　83,673 世帯）

オ　原価の推移

表 5-1-11　原価の推移　　　　　　（単位：円）

項目	年度	28年度	29年度	30年度
1tあたり	収集運搬経費	31,299	31,430	30,910
	対前年比（%）	0.65	0.42	-1.65
	処理処分経費	24,624	26,515	22,637
	対前年比（%）	10.38	7.68	-14.63
	収集運搬処理経費	55,923	57,945	53,547
	対前年比(%)	4.72	3.62	-7.59
1人あたり	収集運搬経費	5,957	5,881	5,837
	対前年比（%）	-1.60	-1.28	-0.75
	処理処分経費	7,328	7,738	6,640
	対前年比（%）	7.46	5.60	-14.19
	収集運搬処理経費	13,285	13,618	12,477
	対前年比（%）	3.19	2.51	-8.38

第２章　ごみ処理

１　処理計画

(1)　宇治市第２次ごみ処理基本計画

21 世紀に生きる私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めていくために、平成 21 年３月に「宇治市第２次ごみ処理基本計画」を策定しました。

ア　基本理念

共生の環～未来のために循環型社会を目指して～

イ　基本方針

(ｱ)　市民、事業者、行政の連携・協働による３Ｒの推進

(ｲ)　効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

(ｳ)　ごみの適正処理の推進

ウ　ごみ減量化チャレンジ目標

表 5-2-1　ごみ減量化チャレンジ目標

目　標　年　度	平成 30 年度
基　準　年　度	平成 19 年度
家庭系ごみ	可燃ごみ及び不燃ごみの１人１日あたり平均排出量を 24%削減 （平成 19 年度実績 548g/人・日→目標 416g/人・日）
事業系ごみ	１日あたり平均排出量を８%削減 （平成 19 年度実績 35.4t/日→目標 32.6t/日）
リサイクル率	28%（平成 19 年度実績 25%）
スローガン	SAVE　THE　FUTURE, Challenge the “8”

エ　計画期間

平成 21 年度から概ね 10 年間

(2)　ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

表 5-2-2　ごみ減量化チャレンジ目標達成状況

目標値	基準年度	実　績		目標年度
	平成 19 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 30 年度
(1)家庭系ごみ(g/人・日)	548	436	445	416
(2)事業系ごみ(t/日)	35.4	35.2	34.9	32.6
(3)リサイクル率 (%)	25.4	22.3	22.0	28.0

図 5-2-1　家庭系ごみの目標値と実績

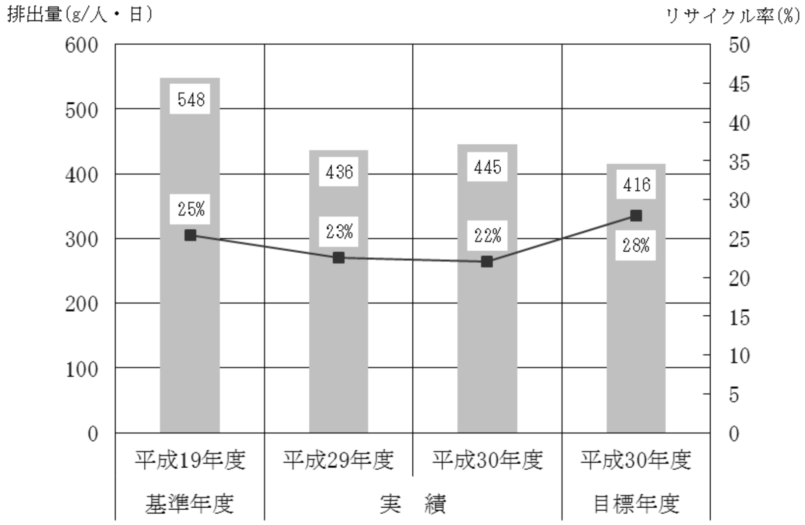

図 5-2-2　事業系ごみの目標値と実績

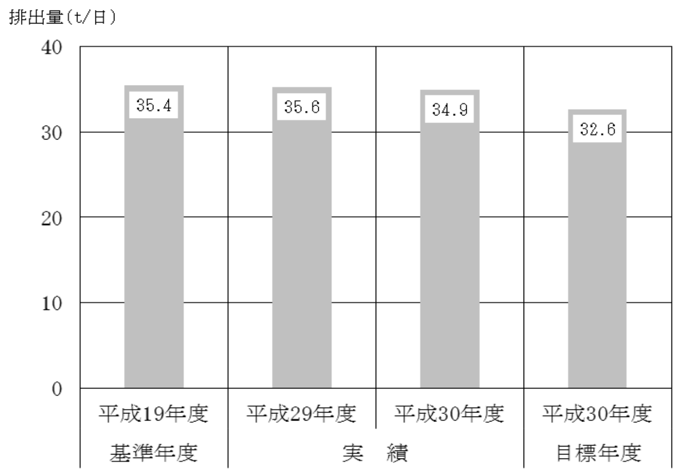

(2) 平成 30 年度一般廃棄物処理実施計画

表 5-2-3　平成 30 年度一般廃棄物処理実施計画

種類			量
ごみ	家庭系ごみ	可燃ごみ	23,522　t/年
		不燃ごみ	6,819　t/年
		粗大ごみ	154　t/年
		(小計)	30,495　t/年
	事業系ごみ	可燃ごみ	11,808　t/年
		不燃ごみ	203　t/年
		(小計)	12,011　t/年
	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,936　t/年
		その他資源ごみ	7,900　t/年
		(小計)	12,836　t/年
	合計		55,342　t/年

(3) 収集運搬体制（平成 30 年度）

表 5-2-4　収集運搬体制（平成 30 年度）

区　　分		収集形態	料金	収集回数	摘　　要
もえるごみ （家庭系）		直営（定点） 委託（定点）	無料	週２回	生ごみ、紙類、布類 落ち葉、草、木切れ等
もえないごみ （家庭系）		直営（定点） 委託（定点）		週１回	金属類、プラスチック、陶器 小型家具、ガラス、灰等
スプレー缶		委託（定点）		週１回	もえないごみ収集時に別途回収
資源ごみ	缶	直営（定点） 委託（定点）		月２回	飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶
	び　ん ペットボトル	直営（定点） 委託（定点）		２週１回	飲み物・食べ物のびん、ペットボトル 同じ日に別々の袋に入れて排出する
	プラマーク	直営（定点）		週１回	プラスチック製容器包装
	てんぷら油	直営 （拠点/11 箇所）		週１回	植物性の油
	ペットボトルキャップ				飲料水等のペットボトルキャップ
	蛍光管				直管蛍光管・環形蛍光管
	小型家電				40 ㎝×20 ㎝の投入口に入る小型家電（36 品目）
	紙 パ ッ ク	直営 （拠点/63 箇所）		週１回	飲み物の紙パック（アルミコーティングされていないもの）
	乾　電　池	直営（定点） 委託（定点）		週２回	もえるごみ収集時に別途回収
臨時ごみ		直営（戸別）	有料	随　時	一時多量ごみ、大型ごみ等 料金 100 ﾘｯﾄﾙ毎（家庭系 250 円・事業系 400 円）
有料事業所ごみ （事業系） ※小規模事業所に限り収集		直営（戸別）	有料	週５回 以内	料金設定 月排出量 3,000 ﾘｯﾄﾙ以下・・・・・・・200 円/40 ﾘｯﾄﾙ 月排出量 3,000 超～10,000 ﾘｯﾄﾙ以下・・350 円/40 ﾘｯﾄﾙ 月排出量 10,000 ﾘｯﾄﾙ超・・・・・・・・400 円/40 ﾘｯﾄﾙ （※週５回収集の場合は２割増）
古紙回収 （新聞･雑誌･段ﾎﾞｰﾙ･古布）		直営・委託 または 自治会等 （指定箇所）	—	月１回 以上	古紙回収について、民間業者と契約して宇治市と協定を結んだ自治会等に対して、報償金（５円/kg）を支払う
犬・猫等の死体		直営（戸別） 委託	有料	随　時	収集　　犬…3,300 円（１体）　猫…2,200 円（１体） 持込　　犬…2,200 円（１体）　猫…1,100 円（１体） ※飼い主のいない犬・猫等は無料
溝　　土		委託 （指定箇所）	無料	週２回	専用容器を木・金曜日に配達して、町内会で清掃後に月・火曜日に回収
廃 家 電 （義務外品）		直営（戸別）	有料	月１回	テレビ(液晶式・プラズマ式　H21. ４より)、冷蔵庫（冷凍庫　H16. ４より)、洗濯機(衣類乾燥機　H21. ４より)、エアコン リサイクル料金払込み後、宇治市が収集運搬料金 3,300 円（１台）で収集
廃パソコン （メーカー不存在）		直営（戸別）	有料	随　時	家庭系パソコンの回収再資源化料金及び収集運搬料金 デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液晶ディスプレイ…4,400 円/台 ＣＲＴディスプレイ…5,500 円/台

（備考）ふれあい収集は別途体制

(4) 保有車両（直営）

表5-2-5　保有車両一覧（直営）

用　途　区　分	車　　種	台　数	備　　　考
もえるごみ・プラマーク収集（一部缶、乾電池、死獣収集を含む）	2ｔ塵芥車	22	回転板式・圧縮板式
	0.85ｔダンプ車	2	
	2ｔ塵芥車	1	圧縮板・コンテナ式
もえないごみ収集（臨時ごみ）	4ｔ塵芥車	1	圧縮板式
	2ｔ塵芥車	1	圧縮板式
	2ｔダンプ車	1	パワーゲート架装
拠　点　回　収	2ｔトラック	1	平ボディー
	0.85ｔトラック	1	平ボディー
ふれあい収集	2ｔトラック	2	平ボディー
そ　の　他	0.35ｔ軽ダンプ車	5	
合　　計		37	

※環境教育用塵芥車（1台）を除く

２ｔ塵芥車

４ｔ塵芥車

ふれあい収集用２ｔトラック

０．３５ｔ軽ダンプ車

（5）ごみ処理フロー図（平成 30 年度末時点）

図 5-2-3　ごみ処理フロー図

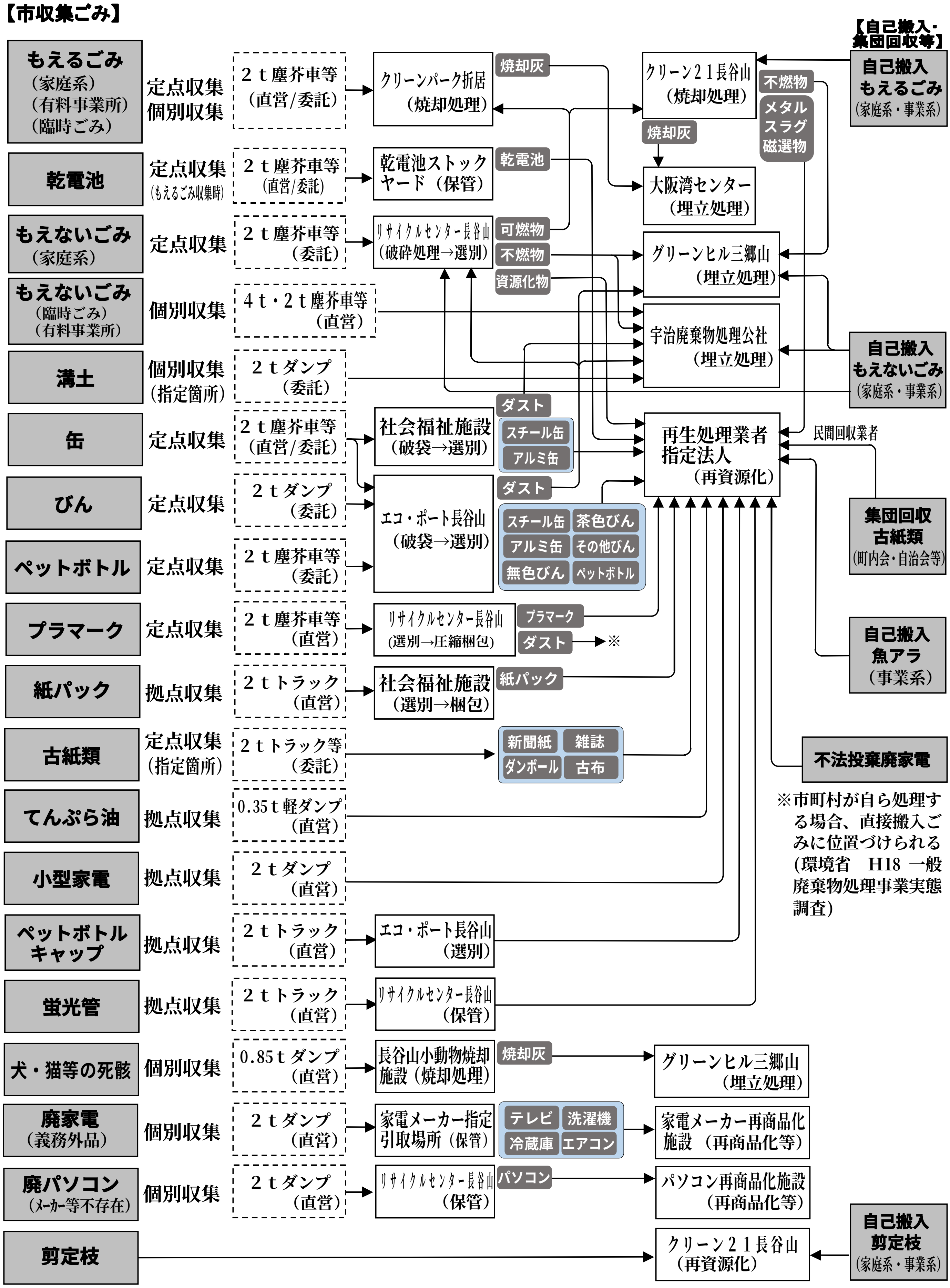

※リサイクルセンター長谷山から発生するダストは選別後、焼却処理もしくは埋立処理を行っている。

2　処理実績

(1) もえるごみ

表 5-2-6　処理実績（もえるごみ）

項　　目 ＼ 年　　度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
① 収 集 対 象 人 口 (人)		190,967	189,798	188,831	188,041	187,290
② 稼 動 日 数 (日)		259	260	259	259	258
③市収集量(t)	(a)家 庭 系（一般・臨時）	24,725.62	24,596.80	24,174.04	23,670.88	23,281.64
	(b)事 業 系（一般・臨時）	1,589.02	1,580.81	1,553.54	1,521.13	1,496.14
	計	26,314.64	26,177.61	25,727.58	25,192.01	24,777.78
④1日当たり収集量（t）	(a)家 庭 系（一般・臨時）	95.47	94.60	93.34	91.39	90.24
	(b)事 業 系（一般・臨時）	6.14	6.08	6.00	5.87	5.80
	計	101.61	100.68	99.34	97.26	96.04
⑤住民1人1日当たり排出量（g）		354.73	354.08	350.74	344.88	340.57
⑥収集対象人口の伸び	対前年比(%)	-0.52	-0.61	-0.51	-0.42	-0.40
	指　　数	100.00	99.39	98.88	98.47	98.07
⑦年間市収集量の伸び	対前年比(%)	-0.81	-0.52	-1.72	-2.08	-1.64
	指　　数	100.00	99.48	97.77	95.73	94.16
⑧住民1人1日当たり排出量の伸び	対前年比(%)	-0.29	-0.18	-0.94	-1.67	-1.25
	指　　数	100.00	99.82	98.88	97.22	96.01

（備考）1. 人口は、毎年10月1日現在
2. 計算式　④＝③÷②，⑤＝③(a)÷①÷365(366)日
3. ⑤は事業系を除く。
4. 指数は平成26年度を100とする。
5. 古紙回収量を除く。
6. ③(a)には死獣（小動物）処理量を含む。

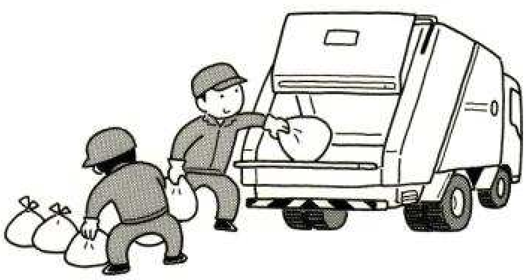

(2) もえないごみ

表 5-2-7　処理実績（もえないごみ）

項　目			年　度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
①　収　集　対　象　人　口				190,967	189,798	188,831	188,041	187,290
②稼動日数	委託	(a)一般家庭系		256	259	258	258	257
	直営	(b)臨時ごみ (c)定期事業系・その他		259	260	259	259	258
③市収集量 （t）	直・委	(a)一般家庭系		8,348.24	6,185.02	5,774.31	5,652.13	6,289.67
	直営	(b)臨　時 ご　み	(家庭系)	186.68	187.97	188.28	190.74	243.72
			(事業系)	34.44	34.81	34.79	35.32	33.91
		(c)定期事業系・その他		123.98	125.32	125.22	127.16	122.05
	委託	(d)溝土回収		49.64	47.53	44.33	38.93	37.14
	計			8,742.98	6,580.65	6,166.93	6,044.28	6,726.49
④自己搬入量　(t)		(a)自衛隊		29.02	6.70	5.84	4.28	5.46
		(b)家庭系		64.41	259.83	648.66	396.03	605.17
⑤１日当たり 収　集　量 （t）	直・委	(a)一般家庭系		32.61	23.88	22.38	21.91	24.47
	直営	(b) 臨時 ごみ	(家庭系)	0.72	0.72	0.73	0.74	0.94
			(事業系)	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13
		(c)定期事業系・その他		0.48	0.48	0.48	0.49	0.47
	計			33.94	25.21	23.72	23.28	26.01
⑥住民１人１日当たり排出量 (g)				123.79	94.38	94.83	88.89	101.87
⑦収集対象人口 の伸び		対前年比(%)		-0.52	-0.61	-0.51	-0.42	-0.40
		指数		100.00	99.39	98.88	98.47	98.07
⑧年間市収集量 の伸び		対前年比(%)		-7.97	-24.73	-6.29	-1.99	11.29
		指数		100.00	75.27	70.54	69.13	76.94
⑨住民１人１日当たり 排出量の伸び		対前年比(%)		-7.22	-23.76	0.48	-6.26	14.60
		指数		100.00	76.24	76.61	71.81	82.29

（備考）1. 人口は、毎年 10 月 1 日現在
2. 計算式　⑤＝③÷②, ⑥＝[③の（ａ）＋③（ｂ）(家庭系）＋④]÷①÷365(366)日
3. ⑥は事業系を除く。
4. 指数は平成 26 年度を 100 とする。

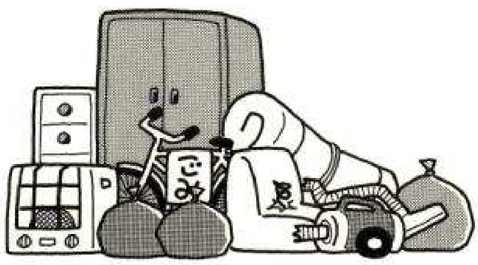

(3) 可燃ごみ　ごみ質調査

ア　組成分析（乾燥重量）

表 5-2-8　可燃ごみの組成分析　（単位：%）

品目 ＼ 年度		平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
可燃物		77.99	77.62	75.41	70.37	75.81
	紙類	49.27	45.55	42.30	42.82	41.80
	厨芥類	7.85	8.12	11.15	8.47	9.22
	繊維類	8.80	10.23	9.99	9.00	11.54
	草木類	9.50	10.70	10.37	7.45	9.02
	雑物（5 ㎜以上）	2.57	3.02	1.60	2.63	4.23
焼却不適物		16.74	16.73	19.73	23.03	19.60
	ビニール・プラスチック類	16.56	16.27	19.10	22.67	18.32
	ゴム類等	0.18	0.46	0.63	0.36	1.28
不燃物		5.27	5.65	4.86	6.60	4.59
	金属類	1.07	0.72	0.90	1.17	0.75
	ガラス・石類	1.57	0.12	0.38	1.04	0.29
	雑物（5 ㎜以下）	2.63	4.81	3.58	4.39	3.55
合計		100	100	100	100	100

イ　成分分析（含水率）

表 5-2-9　可燃ごみの成分分析　（単位：%）

区分 ＼ 年度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
水分	47.85	43.73	48.21	46.69	50.01
可燃物	45.07	50.40	46.30	47.07	44.30
灰分	7.08	5.87	5.49	6.24	5.69
合計	100	100	100	100	100

(4) 死獣（小動物）処理

市民の動物愛護の要望や飼主の心情を考慮して「宇治市斎場」に「動物専用炉」を併置し、昭和59年4月以降、回収後に火葬処理していました。その後、平成10年10月からは、城南衛生管理組合の「長谷山清掃工場小動物焼却施設」にて処理を行っています。

表5-2-10　死獣（小動物）処理数　　（単位：匹）

項目　年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総処理数		1,283	1,311	1,340	1,271	1,158
犬	飼　犬	269	241	205	234	203
	野良犬	2	4	6	8	3
	（小計）	271	245	211	242	206
猫	飼猫等	217	263	255	248	227
小動物	野良猫等	795	803	874	781	725
その他	（小計）	1,012	1,066	1,129	1,029	952

(5) 溝土回収

町内会・自治会等が溝掃除を実施する際は、事前の申し込みにより「溝土回収容器」を貸し出して、掃除の実施後に回収しています。

表5-2-11　溝土回収量　　（単位：ｔ）

項目　年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収　集　量	49.64	47.53	48.30	43.75	37.14
受付件数（件）	621	573	559	601	610

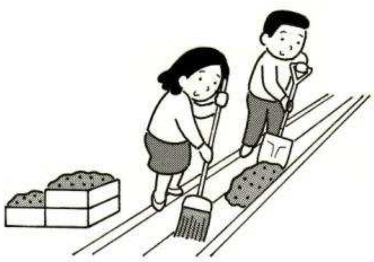

(6) 筒型乾電池回収

廃乾電池は昭和59年11月から、分別収集をおこなっており、『もえるごみ』の収集日に乾電池だけを、別の中身の見える袋で出してもらい、収集車の横の回収箱に集めています。回収後、専門処理工場で適正処理・再資源化しています。

図5-2-12　筒型乾電池回収量　　（単位：t）

項目　年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収　　集　　量	32.92	36.49	40.48	39.44	44.47

（7）ごみ処理量　平成30年度実績

図5-2-4　平成30年度ごみ処理量

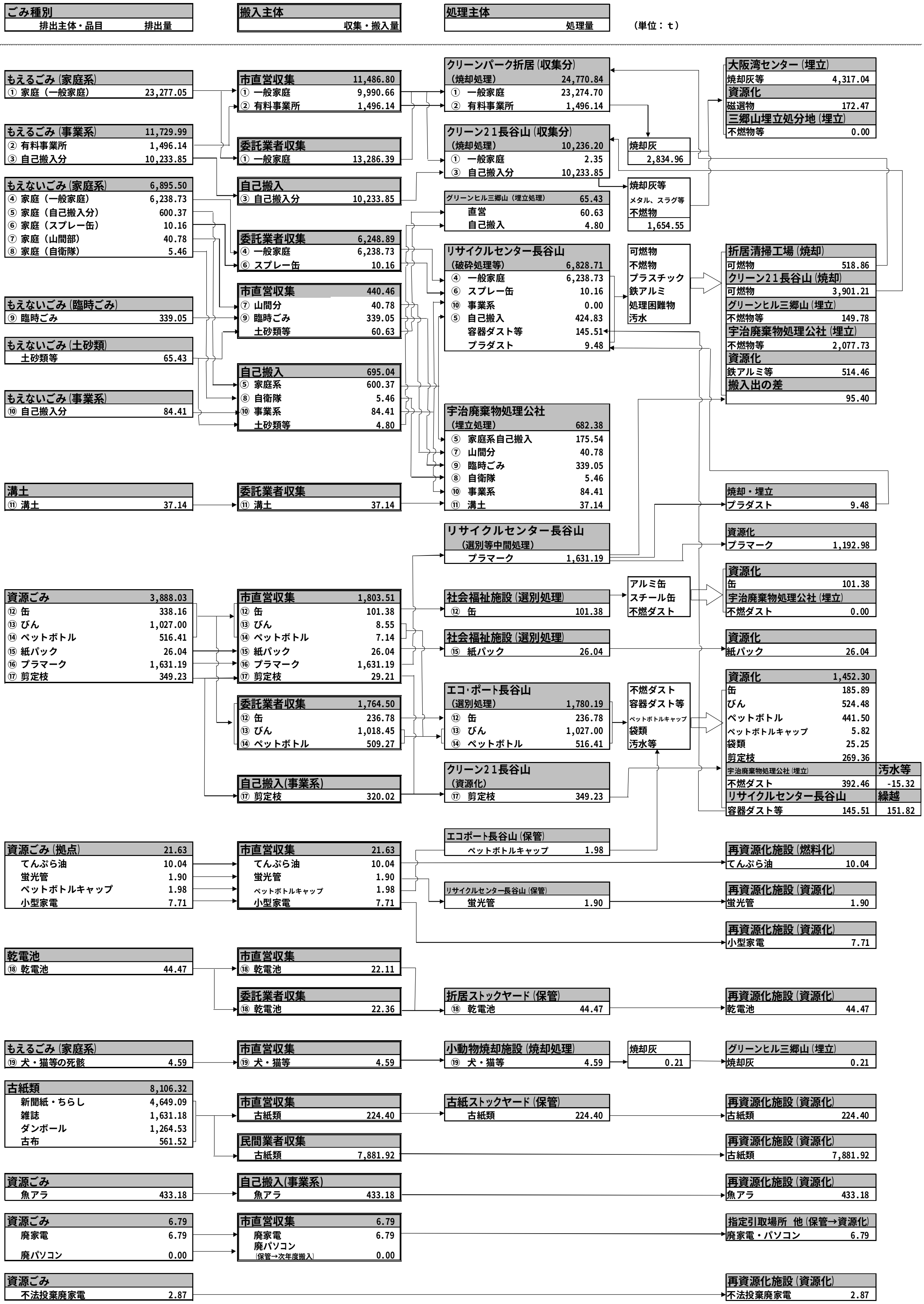

３　古紙回収事業

ごみの減量と資源の有効利用（再生利用）の促進及びごみ問題解決への社会意識の高揚を図ることで、森林資源の保護と地球環境の保全に資するため、昭和 50 年８月から「古紙回収事業」を実施しています。回収品目は主として新聞紙・雑誌・ダンボール・古布等を対象としています。

当初は、宇治市と協定を結んだ自治会・町内会等の市民団体を対象に、「定点収集方式」で月１回、市が収集を行い、宇治再生資源事業協同組合に処理を依頼（平成 15 年度上半期まで売却処理手数料支払い）していました。

実施団体には、報償金として１kg 当たり５円を交付していましたが、平成 14 年１月からは、民間古紙回収業者と回収契約を結んでいる市民団体も、宇治市と協定を結ぶことにより報償金の対象としました。

平成 15 年度までは、古紙回収事業を進める一方で「もえるごみ」としても収集を行っていましたが、平成 16 年度からは、「もえるごみ」として収集することを止め、民間古紙回収業者の活用を基本に古紙回収事業の全市拡大に取り組みました。なお、自治会組織等が無く古紙回収事業に取り組めない一部地域については、現在も宇治市が収集を行っていますが、報償金の支払い対象とはしていません。

(1) 古紙回収事業

表 5-2-13　古紙回収事業の概要

項目　　年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施団体数	直営回収団体					
	民間回収団体	528	532	535	537	539
古紙回収量 (kg)	直営回収	239,400	236,580	230,320	221,660	224,400
	民間回収	8,914,330	8,834,365	8,325,695	8,123,705	7,881,917
	合　計	9,153,730	9,070,945	8,556,015	8,345,365	8,106,317
古紙回収量の伸び	対前年度比（%）	-3.41	-0.90	-5.68	-2.46	-2.86
	指　数	100.00	99.10	93.47	91.17	88.56
報償金支払額　（円）		44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525	39,409,585

（備考）指数は平成 26 年度を 100 とする

４　リサイクル事業

ごみの減量と資源の有効利用など、市民の高まってきたリサイクル意識に応えるため、リサイクル事業の試行を昭和 61 年８月より開始し、その後次第に対象区域を広げて、平成８年度末には 36 団体、約 12,700 世帯（市内約１／５の世帯対象）で実施しました。

試行期間の収集方法は、約 30 世帯で１定点の排出場所を設定してもらい、その箇所に品目毎のかごを収集日前日に配布し、収集日にかごごと回収する方式（一部で袋回収も実施）で、試行期間の回収量累計は缶 672.34ｔ、びん 1,240.16ｔ、紙パック 48.18ｔ、合計 1,960.68ｔでした。

平成９年度からは、平成７年６月に成立した「容器包装リサイクル法」の本格施行に合わせ、本市においても全市域を対象とした分別収集を開始しました。対象品目は、法による４種類７品目の、缶（アルミ缶・スチール缶）、びん（無色・茶色・その他）、ペットボトル、紙パック（拠点回収）としました。平成 13 年度からは、発泡トレー類の分別収集も

開始しました。また、平成 24 年３月からは、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管の分別収集を､平成 26 年１月からは小型家電の分別収集をそれぞれ拠点回収により実施しています。さらに、平成 27 年１月からはプラマーク（プラスチック製容器包装）の分別収集を開始しました。発泡トレー類はプラマークにあたるため、プラマークと合わせて収集することになりました。

収集方法は、拠点回収を除いて袋回収とし、平成 24 年 10 月に導入した「指定ごみ袋制度」により、透明または白色の半透明としています。また、缶の分別・びんの色分けは中間処理段階で行い、市民の分別は求めていません。

排出場所は、市内約 5,700 ヶ所のごみ収集場所、および拠点回収として紙パックは市内 63 箇所、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電は市内 11 箇所の公共施設等としています。

収集日は､「プラマーク」（週１回）･「缶」（月２回）･「びん・ペットボトル」（２週１回）としています。

表 5-2-14　年度別資源ごみ収集量　（単位：t）

項目＼年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
缶	314.01	325.53	317.13	345.38	338.16
び　ん	1,114.02	1,129.40	1,087.69	1,081.99	1,027.00
ペットボトル	467.14	487.36	510.05	512.22	516.41
発泡トレー類	59.33				
プラマーク	455.02	1,908.70	1,789.11	1,673.85	1,631.19
紙 パ ッ ク	24.90	21.74	20.01	19.05	26.04
てんぷら油	7.69	9.61	9.70	10.34	10.04
ペットボトルキャップ	1.66	1.37	1.58	1.56	1.98
蛍 光 管	1.01	1.09	1.17	1.37	1.90
小 型 家 電	10.96	8.85	7.18	6.81	7.71
合　計	2,455.74	3,893.65	3,743.62	3,652.57	3,560.43

（備考）1. 平成 26 年度の発泡トレー類の実績は平成 26 年４月～12 月分のみを掲載、プラマークの実績は平成 27 年１月～３月分のみを掲載。

表 5-2-15　品目別資源ごみ収集実績

項目＼品目	缶	びん	ペットボトル	プラマーク	紙パック	てんぷら油	ペットボトルキャップ	蛍光管	小型家電	合計
①収集量（t）	338.16	1,027.00	516.41	1,631.19	26.04	10.04	1.98	1.90	7.71	3,560.43
②資源化量（t）	287.27	524.48	441.50	1,192.98	26.04	10.04	1.98	1.90	7.71	2,493.90
資源化率（%）	84.95	51.07	85.49	73.14	100	100	100	100	100	70.04

（備考）資源化率＝②資源化量÷①収集量
ただし、紙パック・蛍光管は資源化量を集計していない。ペットボトルキャップはエコポート長谷山、てんぷら油、小型家電は宇治市役所に一時保管し、再生処理業者に搬入している。よって、これらの品目の再資源化率は100%とする。

5　家電リサイクル収集運搬事業

平成13年４月の「家電リサイクル法」の施行により、「テレビ(ブラウン管式)」、「エアコン」、「冷蔵庫」（平成16年４月より冷凍庫も含む)、「洗濯機」の４品目については、従来の「もえないごみ」で処分するのではなく、家電小売店等が有料で引き取って、家電メーカーがリサイクルすることとなりました。ただし、市でも販売店の引取義務外品については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。平成21年４月より液晶及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目となりました。

6　廃パソコン収集運搬事業

平成 13 年４月に「資源有効利用促進法」が改正され、パソコンメーカーに対してリデュース・リユース・リサイクルに配慮した設計が義務付けられるとともに、事業系パソコンについては、メーカー等に対して回収・再資源化の義務が課せられました。

さらに平成15年10月からは、家庭系パソコンについても、メーカー等による回収・再資源化が義務付けられるとともに、自作パソコンや倒産メーカーのパソコン（メーカー等不存在パソコン）等については、「一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会」が回収を行っています。本市でも自作パソコン等については、市民からの申し込みによって収集運搬を行っています。

なお、平成25年４月に施行された「小型家電リサイクル法」の趣旨を踏まえて、本市においては、平成26年１月から36品目の小型家電を拠点回収しており、その中には家庭系パソコンも含まれています。

表 5-2-17　廃家電及び廃パソコン収集実績

区分　年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
テレビ	ブラウン管式	38	26	34	40	53
	液晶・プラズマ式	2	3	4	19	21
エアコン		1	3	5	4	5
冷蔵庫・冷凍庫		28	44	29	31	50
洗濯機		11	13	26	29	42
衣類乾燥機		0	2	1	6	1
パソコン		0	0	0	0	0
合計		80	91	99	129	172

7　廃食油の回収支援事業

平成 15 年４月より、市内の営利を目的としない団体で、家庭から出る廃食油を自主的に回収する団体に対して、回収資材（啓発のぼり・回収ポリ容器）を無償貸与しています。

8　ふれあい収集

平成 21 年度に、介護が必要な方や身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ(安否確認)を行う「ふれあい収集」を試行実施しました。

平成 22 年度より本格実施となり、平成 30 年度末時点で、385 世帯を収集対象としています。

9　指定ごみ袋制度

平成 24 年 10 月より、ごみ減量意識の向上、分別の徹底によるさらなる資源化の促進、排出方法の適正化と収集作業等の安全確保を目的に、指定ごみ袋制度を導入しました。市が指定するごみ袋とは、透明・白色の半透明で「中身の見える」一般に流通する市販品のごみ袋やその基準を満たしているレジ袋などです。

第３章　し尿処理

１　処理計画

し尿に関しては収集・運搬・処理及び手数料徴収に至るまで、城南衛生管理組合が業務を行っています。

(1) 収集・運搬計画

表 5-3-1　し尿収集・運搬計画

		収集の方法	実施主体	対　　象
し尿	定期収集	おおむね 20 日毎	企業委託	一般家庭・事業所等
	臨時収集	申込みにより随時	企業委託	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合等
	災害収集	市町の要請により随時	直営・企業委託	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市町で災害を認定した場合
浄化槽汚泥		許可企業への申込みにより随時	浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の許可を有するもの	浄化槽を使用するもの

(2) し尿収集委託企業

表 5-3-2　し尿収集委託企業一覧

企　業　名	収　集　地　域
㈲堂坂ジェットクリーナー工業	宇治市
㈲城陽環境開発	城陽市・久御山町
㈱城南開発興業	宇治市・八幡市・井手町
㈲池田清掃	宇治市・城陽市
㈲古川商事	宇治市・久御山町・宇治田原町

(3) 平成 30 年度し尿処理計画（宇治市）

表 5-3-3　平成 30 年度し尿処理計画

項　　　目	量（kl／年）
し　　　　尿	5,816
浄　化　槽　汚　泥	20,010
計	25,826

(4) し尿収集届及び手数料

ア　し尿収集届の提出を要する事項

表 5-3-4　し尿収集の届出を要する事項一覧

	し 尿 収 集 届		
	新　　規	変　　更	廃　　止
届出必要事項	○転入の場合 ○転居の場合 ○世帯制・従量制により新たにくみ取りが必要になった場合 ※（門標の交付）	○代表者氏名・請求先の変更があった場合	○転出、転居、下水道、浄化槽設置等で、くみ取りが不要になった場合

イ　し尿処理手数料

(ｱ) 手数料算定基準

表 5-3-5　し尿処理手数料算定基準

新　　規	新たに収集の届出をした場合は、届出日の属する月の翌月から手数料を徴収する。
廃　　止	収集を受けていた者が廃止の届出をした場合は、届出日の属する月については、手数料を徴収しない。

（備考）世帯制に限る

(ｲ) 手数料表

表 5-3-6　手数料表

区　　分	手　　数　　料　　内　　容
世 帯 制	１世帯につき月額 750 円（２箇月まとめて徴収）
従 量 制	90 ㍑まで毎に 1,100 円
臨時収集	90 ㍑まで毎に 1,100 円
自己搬入	1,800 ㍑まで毎に 15,000 円

（備考）1. 世帯制は一般家庭、従量制は事業所等に適用
　　　　2. 手数料表は平成８年４月１日より改正

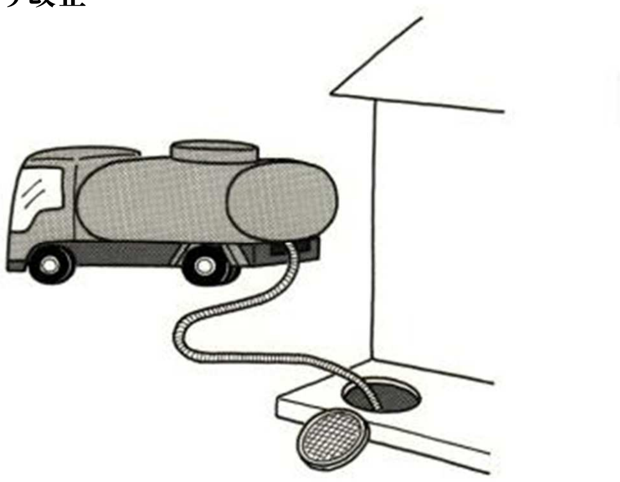

２　処理実績

(1) し尿処理人口の推移（人口は毎年 10 月１日現在）

表 5-3-7　し尿処理人口の推移

（単位：人）

区分＼年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
行政区域内人口		190,967	189,798	188,831	188,041	187,290
計画処理区域内人口		190,967	189,798	188,831	188,041	187,290
計画収集人口		7,014	6,170	5,366	4,747	4,327
	世帯制	6,980	6,137	5,349	4,736	4,316
	従量制	34	33	17	11	11
水洗化人口		183,939	183,616	183,454	183,285	182,959
	下水道	137,753	140,221	143,340	148,189	150,593
	浄化槽	46,186	43,395	40,114	35,096	32,366
自家処理人口		14	12	11	9	4

図 5-3-1　平成 30 年度し尿処理人口グラフ

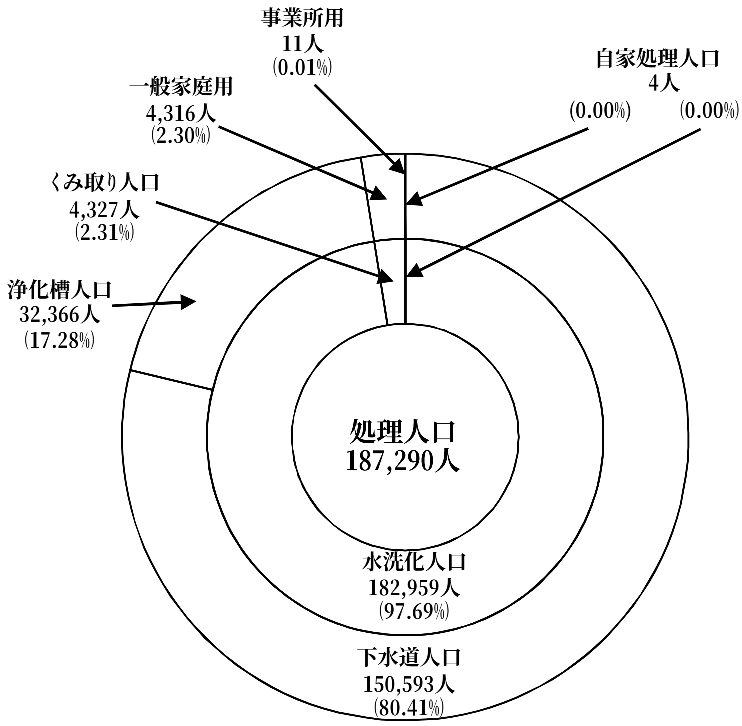

図 5-3-2　し尿処理人口推移グラフ

（単位：人）

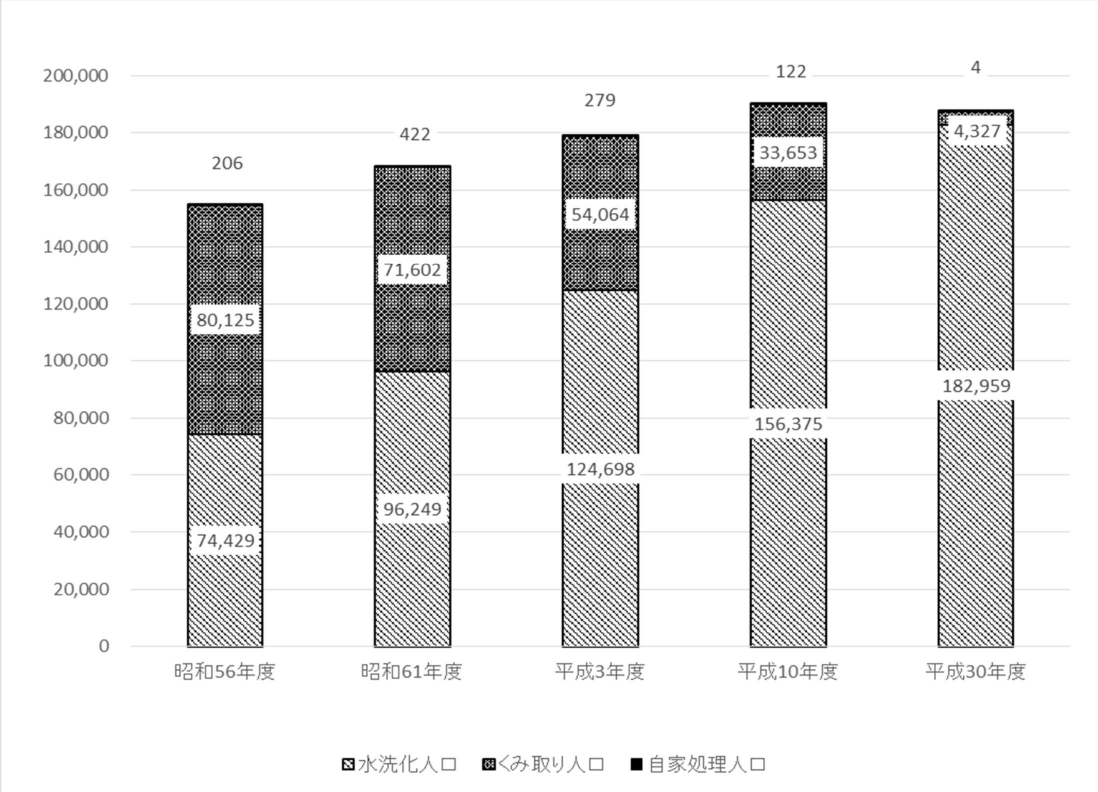

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移（城南衛生管理組合）

表 5-3-8　し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

（単位：kl）

項目		年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
総処理量			49,892.93	45,258.86	44,144.79	39,395.87	36,982.32
搬入内訳	し尿		17,040.74	15,751.97	14,407.00	13,168.71	12,328.95
		委託収集	16,987.60	15,698.86	14,277.43	12,981.58	12,149.06
		直営収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		自己搬入	53.14	53.11	129.57	187.13	179.89
	浄化槽汚泥		32,852.19	29,506.89	29,737.79	26,227.16	24,653.37
市町村別内訳	宇治市		32,815.65	29,197.11	28,794.68	24,685.69	23,209.79
	城陽市		6,885.95	6,373.01	5,868.59	5,827.25	5,271.37
	八幡市		1,799.92	1,737.27	1,807.82	1,953.24	1,957.43
	久御山町		2,387.41	2,222.02	2,207.29	1,989.98	1,880.26
	宇治田原町		4,949.29	4,727.85	4,520.75	4,072.95	3,835.95
	井手町		1,054.71	1,001.60	945.66	866.76	827.52
	計		49,892.93	45,258.86	44,144.79	39,395.87	36,982.32

第4章　城南衛生管理組合

1　概要

(1) 所在地

京都府八幡市八幡沢１番地

（電　　話　075－631－0771）
（ＦＡＸ　075－631－7296）

(2) 沿革

昭和 37 年に隣接する市町１市４町（当時…宇治市・城陽町・八幡町・久御山町・宇治田原町）が共同によるし尿処理組合（「宇治市外４町し尿処理組合」）を設立しました。

その後、昭和 39 年 11 月に「城南衛生管理組合」と改称し、昭和 43 年に長谷山清掃工場が完成し、ごみの共同処理を始めました。また、昭和 56 年４月１日からは井手町の組織加入により３市３町で構成して、現在に至っています。

(3) 業務内容

し尿処理事業・・・・・収集・運搬・処理・処分・手数料徴収
ごみ処理事業・・・・・中間処理・処分

(4) 構成市町・人口等

表 5-4-1　城南衛生管理組合の構成市町等一覧

（平成 30 年 10 月１日現在）

市・町名	所在地		電話	清掃担当部署	
	世帯数	人口	面積(km^2)	１世帯当たり人口	人口密度（人/km^2）
宇治市	宇治市宇治琵琶 33		0774-22-3141	ごみ減量推進課	
	83,673	187,290	67.54	2.24	2,773.02
城陽市	城陽市寺田南堤下 1		0774-53-1400	ごみ減量推進課	
	34,684	76,550	32.71	2.21	2,340.26
八幡市	八幡市八幡園内 75		075-983-1111	環境業務課	
	32,800	71,447	24.35	2.18	2,934.17
久御山町	久世郡久御山町島田ミスノ 38		075-631-6111	環境保全課	
	7,045	16,130	13.86	2.29	1,163.78
宇治田原町	綴喜郡宇治田原町荒木西出 10		0774-88-2250	建設環境課	
	3,698	9,376	58.16	2.54	161.21
井手町	綴喜郡井手町井手南玉水 67		0774-82-2001	産業環境課	
	3,431	7,510	18.04	2.19	416.30
合計	165,331	368,303	214.66	2.23	1,715.75

2　処理施設

(1) ごみ焼却場

表 5-4-2　ごみ焼却場の概要

項目　名称	クリーン 21 長谷山	クリーンパーク折居
所　在　地	城陽市富野長谷山 1－270 TEL　0774－52－3581	宇治市宇治折居 18 TEL　0774－20－4799
処理対象	可燃性一般廃棄物（市町収集・自己搬入）	可燃性一般廃棄物（市町収集）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 平成 23 年４月以降は灰溶融炉の稼働を停止	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	120ｔ／24ｈ×２基	57.5ｔ／24ｈ×２基
敷地面積	27,287.4 ㎡	30,237.5 ㎡
竣　　工	平成 18 年８月	平成 30 年３月

(2) 中間処理

表 5-4-3　中間処理施設の概要

項目　名称	リサイクルセンター長谷山（粗大ごみ処理施設）
所　在　地	城陽市富野長谷山 1－270　　TEL　0774－53－3581
処理対象	粗大ごみ、不燃性ごみ及びスプレー缶
処理方式	二軸低速回転式＋竪型高速回転式
処理能力	60ｔ／日
選別点数	５種（可燃物・不燃物・プラスチック・鉄・アルミ）
敷地面積	27,287.4m²（クリーン 21 長谷山敷地内）
竣　　工	平成 27 年３月

(3) し尿処理

表 5-4-4　し尿処理施設の概要

項目　名称	クリーンピア沢
所　在　地	八幡市八幡沢１　　TEL　075－631－5174
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	前処理＋希釈＋公共下水道排水
竣　　工	平成９年２月

(4) 資源化施設

ア　工場棟

表 5-4-5　工場棟の概要

項目　　名称	エコ・ポート長谷山（再資源化施設）	リサイクルセンター長谷山（プラスチック製容器包装資源化施設）
所　在　地	城陽市富野長谷山 1－270 TEL　0774－58－0550	城陽市富野長谷山 1－270 TEL　0774－53－3581
処理対象	缶・びん・ペットボトル・紙パック	プラスチック製容器包装
処理能力	46ｔ／日	17ｔ／日
敷地面積	27,287.4m²（クリーン 21 長谷山敷地内）	
竣　　工	平成 11 年 1 月	平成 27 年 3 月

イ　リサイクル工房

表 5-4-6　リサイクル工房の概要

項目　　名称	エコ・ポート長谷山（リサイクル工房）	
所　在　地	城陽市富野長谷山 1－270　　TEL　0774－56－5556	
内　　容	1　階	2　階
	【自転車工房】 家庭で不用になった自転車を回収､希望者が再生自転車として組立するコーナーや自分の自転車を持ち込み修理ができます。 【衣服工房】 各家庭から提供された衣服を日常的に展示し、譲渡しています。 土・日・祝日には和布を使った小物作り等が楽しめるリメイクコーナーがあります。	【ガラス工房】 構成市町から搬入された資源ごみ等を使い、電気炉細工・バーナー細工・砂吹き細工の 3 種類の体験が出来ます。 【リサイクル教室】 剪定枝を使った木工教室や資源ごみの工作教室を開催しています。 【リフォーム教室】 不用となった着物を使って、鞄や洋服のリフォーム教室を定期開催しています。

(5) 最終処分場

表 5-4-7　最終処分場の概要

項目　　名称	グリーンヒル三郷山
所　在　地	久御山町佐古梶石 1－3　　TEL　0774－28－5353
処理内容	一般廃棄物最終処分場
排水処理方式	生物処理 ＋ 高度処理
排水処理能力	100m³／日
埋立面積	17,000 ㎡
埋立容積	200,000m³
竣　　工	平成 13 年 3 月

第５章　一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

１　概要

(1) 沿革

宇治市の清掃行政と対応して、市内から排出される不燃性一般廃棄物及び埋立可能な産業廃棄物の埋立処理を行う為に、企業の参加を得た第３セクター方式で昭和 52 年７月 14 日に京都府知事の許可により、「財団法人宇治廃棄物処理公社」を設立しました。また、昭和 53 年６月１日に産業廃棄物処理業の許可を得て事業を開始、平成 25 年４月１日より一般財団法人に移行し、今日に至っています。

(2) 業務内容

廃棄物の埋立処分業務

(3) 処理施設

表 5-5-1　処理施設の概要

項目　　名称	一般財団法人　宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地	宇治市池尾仙郷山６番地２　　TEL　0774－21－4048
事業の範囲	(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ (2)産業廃棄物 ①燃え殻　②廃プラスチック類　③紙くず　④木くず ⑤繊維くず　⑥ゴムくず　⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨鉱さい　⑩がれき類
埋立方式	コンパクターによる破砕・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
排水処理	凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着390m^3/日（第３期は140m^3/日）
埋立地面積	第１期～第３期処分地　　合計123,459㎡
埋立地容積	第１期～第３期処分地　　合計1,171,156m^3

(4) 料金表

表 5-5-2　料金表　　（100kg 毎　税抜）

区　分	取り扱い区分	処分（受入）料金
一般廃棄物	家庭系	1,420 円
	事業系	1,420 円
産業廃棄物	廃プラスチック類を除く許可取得品目	1,900 円
	廃プラスチック類	2,850 円
	廃プラスチック類を除く許可取得品目の混載	2,380 円
	廃プラスチック類を含む許可取得品目の混載	2,850 円
	処理困難物	2,850 円
	非飛散性アスベスト廃棄物	4,760 円
処分料金は、取り扱い区分により、実重量に単位料金額を乗じて得た額とする。100 kgに満たないときは、その単価とする。		

2　搬入実績

(1) 年度別搬入量

ア　一般廃棄物

表 5-5-3　一般廃棄物の年度別搬入量

（搬入量単位：t）

項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	搬入量	件数	搬入量	件数	搬入量
総搬入量	2,901	4,810.88	3,274	5,547.90	3,903	5,801.59
（火災廃棄物（減免））	(102)	(276.93)	(57)	(198.09)	(36)	(136.46)
（クリーン宇治運動収集廃棄物）	(6)	(0.60)	(6)	(0.45)	(8)	(0.34)
（不法投棄他収集廃棄物）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（備考）（　）は総搬入量の内数

イ　産業廃棄物

表 5-5-4　産業廃棄物の年度別搬入量

（搬入量単位：t）

項目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	件数	搬入量	件数	搬入量	件数	搬入量
総搬入量	1,637	929.25	1,558	852.94	2,102	1,092.10
廃プラスチック類	636	383.89	646	317.73	941	456.71
木くず	13	3.07	22	7.40	20	4.14
金属くず	0	0	0	0	5	0.93
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	11	5.12	17	4.47	8	4.64
がれき類	22	15.92	16	29.79	38	64.87
廃プラ類を除く混載	28	18.35	15	11.35	34	22.71
廃プラ類を含む混載	904	486.16	802	450.65	1,024	522.15
処理困難物	5	1.47	8	2.11	16	4.35
非飛散性アスベスト	18	15.27	32	29.44	16	11.60